

海田町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として海田町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 権利擁護に関すること。
- (6) 障害者差別を解消するための取組に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (3) 相談支援事業者の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育機関関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日告示第19号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月25日告示第49号)

この告示は、平成28年4月25日から施行する。